

## 地域密着を可能にする仕組みとは ——米銀数の 30%を占める S コーポ銀の分析から——

茨城大学 内田聡

本報告は、ここ 10 年弱で米銀数の 30%を占めるに至った S コーポレーション（株主数や株式の種類は制限されるものの法人所得税のかからない株式会社）銀行の実態を分析し、わが国地域金融への含意を述べるものである。

米国では、1994 年の地理的規制の緩和や 99 年の金融持株会社の容認（GLB 法）に伴う金融再編から、メガバンクが多くのコミュニティバンク（CB）を買収したが、メガの戦略や組織では満たしにくいニーズを、既存や新設の CB が取り込んでいる。地域金融の論議には人・組織・システム・政策などの多面的なアプローチが不可欠で、事実、立法面でも銀行集約とは異なる動きも存在する。S コーポ銀行について言えば、58 年に一般の中小企業向けに制定された S コーポの仕組みを銀行に適用する法案は、93 年の連邦議会から提出され 96 年に成立（97 年施行）したが、その後も 00 年の GLB 法に基づく GAO レポート、03 年の議会ヒアリングと 04 年の法律改正（適用緩和）などが行われてきた。

データ、議会・業界資料、現地調査などから多面的に S コーポ銀行へ接近し、以下の暫定的な結論をえた。①S コーポ銀行の容認は、メインストリートの政治的な戦略変化による戦利品（地理的規制緩和に伴うレント低下の所得税免除による代替）と理解できるが、②その存在意義については見解が分かれる。③一方、S コーポ銀行は既に定着し、戦利品の域を超えた展開も生じている。④当初は田舎の農業銀行による転換が多かったが、近年では都市の商業（貸出）銀行の S コーポ化が増大し、⑤地域人口の増減にかかわらず、銀行新設を促す側面もある。⑥S コーポ銀行の仕組みは、人口減少（郡や市単位では多くの地域が該当）や金融ニーズの多様化に対応する手段の 1 つと考えられるだろう。

わが国でも銀行再編が進展しているが、地域金融機関数の集約が問題だろうか。集約はオーバー・バンクの解消を意味するが、必ずしもオーバー・バンキングの解消を意味しない。そもそもオーバー・バンキングの状態だと、顧客は満足していることになるのだろうか。これが金融を業としない一般の人の感覚だろう。S コーポ銀行を含めて完璧な仕組みなどは存在しないし、わが国への適用を主張するものではないが、わが国地域金融の行方を考える際に、米銀の集約と分散の動きに学ぶものはないだろうか。

なお、本報告は、本年 2 月のサンフランシスコ市の取材、および 8・9 月予定の（ネブラスカ州）リンカーン市、シカゴ市のそれらも踏まえて行う。